

平成26年度
第1回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成26年4月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成26年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選任について
- 日程第2 議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画について
議案第2号 農業委員会の適正な事務実施について
- 日程第3 報告事項1 平成25年度農地部会の年次報告について
報告事項2 平成25年度農業振興部会の年次報告について
報告事項3 平成25年度農地銀行事業の年次報告について
報告事項4 平成25年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について
- 日程第4 連絡事項1 農業委員活動記録簿について
連絡事項2 農業者年金の加入推進について

<出席委員> (32人)

※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	齊 藤 元 治
3番	高 澤 義 信	4番	盛 田 眞 弓
5番	山 浦 衛	6番	島 田 勝 雄
7番	高 橋 保	8番	松 戸 良 則
9番	石 橋 幹 男	10番	西 郡 高 夫
12番	浅 尾 孝	13番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
14番	野 崎 好 知 (会長)	15番	田 中 和 夫
16番	小 川 友 安	18番	小 川 隆 良
19番	浅 川 常 彦	20番	山 中 一 三
21番	小 川 正 義	22番	宮 崎 一 雄
23番	竹 下 洋 一	24番	鈴 木 武 夫
25番	猪 野 幹 夫	26番	長谷部 衡 平 (農地部会長)
27番	市 原 孝	28番	大 塚 久
29番	小 川 清 一	30番	笠 川 泰 雄
32番	酒 井 伸 二	33番	小 川 政 二
34番	藤 代 武 治 (会長職務代理者)		

<欠席委員> (2人)

17番	茂手木 直 忠	31番	水 野 富士夫
-----	---------	-----	---------

<事務局出席者>

事務局長	山 崎 哲 保	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農業振興係長	小 川 剛
農地審査係長	吉 田 浩 司	農地指導係長	角 田 一 郎
主査補	関 屋 徳 之		

(開会 午後2時)

議 長

ただ今より、平成26年度第1回千葉市農業委員会総会を開会いたします。
お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員
は、34人中32人で総会は成立しております。

議事に先立ちまして、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

小川 友安委員、竹下 洋一委員のご両名に、ご了承いただいております。

県知事より委嘱状が届いておりますので、私より市原委員に伝達を行います。
小川委員、竹下委員、前へお進みください。

議 場

委嘱状の伝達

議 長

それでは、日程第1「議事録署名人の選任について」は、議席順となっております
ので私より指名いたします。

議席番号19番 浅川 常彦委員

議席番号20番 山中 一三委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2「議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画に
ついて」でございます。事務局説明願います。

事務局長

議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 遊休農地に関する措置の実施計画についてですが、農地法に
基づく遊休農地に関する措置について、平成26年度の実施計画を定めよう
とするものでございます。3ページをご覧ください。

1「農地の利用状況調査」ですが、(1)として、公図、航空写真などによ
り遊休農地を把握し、年1回現地調査を事務局において実施いたします。

(2) ですが、平成23年11月の納税猶予制度の適正化及びそれに伴う遊休農地に関する措置の適切な実施に関する国の通知を受け、本市内の農地4,556ヘクタールを対象に、昨年度に引き続き納税猶予制度の適用農地を重点的に調査し、併せて、適用外の農地についても、中央区・花見川区・稲毛区の優良農地から優先して調査を実施いたします。

これらの調査に並行して、(3)にありますように、地元で相談を受けた場合や市民からの通報があった場合には、その都度、対応を図る必要がありますので、地域の農業委員と連携し随時、調査を行って参ります。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が昨年成立し、本年4月1日から、改正農地法が施行されたことにより、大きく変更となっております。

昨年度までは、把握した遊休農地の所有者等に対して、文書による指導、農地部会の議決を経たうえでの遊休農地である旨の通知、勧告等の手続きを経て、最終的に知事の裁定により、農地の利用集積を図ることとなっておりましたが、今回の改正により、これらの手続きに変わり、(1)として、利用状況調査により把握した遊休農地の所有者等に対して、耕作再開、農地中間管理機構等への貸付など今後の農地の利用意向について確認する調査を実施することとなり、調査結果において、貸付希望がある農地については(2)のとおり機構等へ通知することとなります。

次に、3「非農地判定調査」ですが、(1)として、利用状況調査により把握した遊休農地のうち、山林原野化の様相を呈し再生利用が困難と見込まれる農地については、農業委員による現況確認を実施し、委員による(2)のとおり農地部会において、現況確認に基づき、該当農地の農地性の有無の妥当性について協議のうえ、議決いただきます。

次に、4の実施スケジュールについてですが、4ページをご覧ください。

まず、1「利用状況調査」ですが、①の調査用の公図・台帳整理を6月までに行います。

続いて、整理された情報を元に②航空写真・公図による遊休農地の把握を行い、把握した遊休農地については、③にありますように現地調査を行い、概ね11月末までに完了する予定としております。

次に、2「利用意向調査」ですが、利用状況調査により判明した遊休農地について、④で所有者等に対し、今後の利用意向を調査します。これにより、貸付希望がある農地については⑤にありますように、農地中間管理機構等に通知いたします。

次に、3「非農地判定調査」ですが、平成24年度の調査において、再生利用が困難と見込まれた農地について、市農政部の依頼に基づき、農地法第2条に規定する農地に該当するか否かの判断を行うため、⑥の農業委員の方々による現況確認を行います。

その後、⑦農地部会において、現況確認の結果に基づいて協議・決定していただくこととなります。農地部会において非農地と議決した農地については、市農政部へ回答のうえ、県・法務局等へ通知いたします。

説明は以上ですが、本議案に関連して、農地中間管理機構について引き続き担当よりご説明します。

農業振興
係長

ただ今の説明にありました「農地中間管理機構」について、ご説明いたします。

なお、「農地中間管理機構」について規定する法令が施行後、間もないため、国・県からの具体的な情報が少ないことから、現在までに把握している情報を元に概要をご説明いたします。

それでは、5ページの「農地中間管理機構に関する説明資料」をご覧ください。

1 農地中間管理機構の概要についてご説明いたします。

はじめに（１）設立目的をご覧ください。

「農地中間管理機構」は、政府の「日本再興戦略」における「農林水産業の成長産業化」の取組みとして打ち出された「担い手への農地集積・集約化」を背景に担い手への農地集積・集約化を加速度的に進め、農地の効率的利用を図り、競争力強化に資する目的で設立されたものです。

また機構の組織ですが、都道府県知事が都道府県に1つ指定することとなっており、千葉県では、千葉県園芸協会がその指定を受けることとなっております。

次に（２）機構の行う事業についてご説明いたします。

機構は、農地中間管理事業として、次の4つの事業を行うこととなっております。

①として、農地の賃借権または使用貸借権の取得を行います。法令上これらの権利について「農地中間管理権」と定義しております。

②として、「農地中間管理権」を取得した農地の貸付を行います。

③として、貸付が行われるまでの間、「農地中間管理権」を取得した農地の管理を行います。この管理には、機構が自ら農業経営を行うことも含まれております。

④として、取得した農地の造成・復旧等、利用条件の改善を行います。

続いて、2 農地中間管理機構における農業委員会の役割をご覧ください。

農業委員会の役割ですが、まず（１）農用地利用配分計画（案）の作成に係る関与ですが、これは、機構が市町村に作成、提出を求めることができる農用地利用配分計画（案）の適否について関与するものです。

次に（２）農地基本台帳の整備・公表ですが、機構の農地中間管理事業の推進に活用するため、農地地番、所有者氏名、権利等の情報整理の一環として行われるものです。

最後に（３）耕作放棄地等への利用意向調査ですが、今般の農地法改正により、農地中間管理機構関連で遊休農地に関する措置について、大きな変更が加えられました。

６ページをご覧ください。これは、遊休農地に関する措置について、新旧対照で示したものです。

利用状況調査については、従来どおり実施いたしますが、旧制度における「所有者への指導」以降の手続きが大きく変更されました。

今後は、利用状況調査により遊休農地と判断された農地は、農地所有者に自ら耕作、いわゆる耕作再開、農地中間管理機構への貸付、その他への貸付などの利用意向調査を行います。その結果、農地中間管理機構への貸付を表明し、かつ一定の基準を満たすものは、機構が農地中間管理権を取得する手続きを経て農地中間管理事業が実施されることとなります。

一方、意向表明がない場合や意向表明の内容を実施していない場合は、機構と農地中間管理権の取得について協議すべき旨を勧告、都道府県知事の裁定等を経て機構が農地中間管理権を取得する手続きとなります。

農地中間管理機構についての説明は以上ですが、今後、５月１日に市町村、農業委員会、各関係団体を対象とした説明会、また、来月中旬には、担当者会議の開催も予定されております。詳しい情報が解り次第、委員の皆様にも情報提供させていただきます。以上でございます。

議長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

盛田委員

今、6ページの図で旧制度と新制度の違いについてご説明いただきましたが、旧制度についてもう少し説明いただくと、新制度との違いが判ると思うのですが。

農業振興
係長

旧制度における措置の説明ですが、利用状況調査までは新制度と同じです。旧制度では、調査の後、遊休農地と判断された場合は所有者に指導を行います。この指導は二段階ありまして、まずその農地をどのように利用するのか確認を行います。その回答を得てから1年後に調査を行い、また遊休農地と判断された場合は、所有者に対して文書による指導を行います。旧農地法では、前者は任意による指導ですが、後者は法令に基づく指導になります。

この指導を行うにあたり期日を指定してその期日までに、農地を農業の用に供する、又は保全管理を行うよう、指導いたします。その期日までとは、1年間になります。

その後、再度確認を行い、また遊休農地と判断された場合は、農地部会の審議を経て、遊休農地である旨の通知を発出します。この通知には、受け取ってから6週間以内に、遊休農地の改善の計画書を届け出ることを義務付けております。そして、その届出が適切でないもの、又は提出されなかった場合については、農地部会の審議を経て、必要な措置の勧告を行います。

この勧告の後、まだ遊休農地の改善が見込まれない場合は、今はなくなっ
てしまいましたが、農地保有合理化法人、千葉県では千葉県水産公社農地
部になりますが、そちらと農地を貸し付ける、又は売買するなどの所有権移
転等について協議をしてもらいます。この協議は拒むことは出来ません。

この協議の結果、不調になった場合は、旧法では都道府県事務になりますが、都道府県知事による調停、更には都道府県知事による裁定により、所有

権が移転することになります。

よって、新制度との大きな違いは、農地の利用状況の調査後、旧制度にはあった遊休農地の所有者に対しての指導、通知、勧告等が無くなり、自ら耕作する、農地中間管理事業を利用する、誰かに貸し付けるなどの選択をしてもらうという様に、強い指導が無くなったという事になります。

盛田委員 旧制度では大事な農地をどの様に存続させるか、指導、通知、勧告、協議などに時間をかけて審議していたと思うのですが、新制度では遊休農地に対して十分な審議がなく、農地の利用状況の調査後、次の段階に進むという様に簡素化されていると思われるのですが、見解はいかがですか。

農業振興
係長 簡素化されたということですが、今までは、遊休農地があった場合、選択肢がなく、自分で何とかするように、困難な指導等をしていました。しかし、これからはそれが無くなり、自分で出来る農地は自分で耕作し、出来ない農地は農地中間管理事業を利用したり、相対で貸し付けたり、JA千葉みらいで実施している農用地利用円滑化事業を活用するなど、様々な選択肢を投げかけ、そこから選んでもらうという様に、選択肢が増えたと理解しております。

盛田委員 選択肢が増えたという見解ですが、今までは農業委員会の中で審議されてきた事が、これからは農地中間管理機構に移るという事になると、地元で選出された農業委員さんの役割や位置づけが軽くなるのではと心配するのですが、いかがですか。

事務局長 今、表を使って法改正の説明をさせていただきましたが、5月1日に、よ

り詳細な説明会が開催されます。そこに、事務局職員を出席させ、詳しい説明を頂けると思いますので、また機会を改めて説明したいと思います。

また、農業委員さんは、今も様々な場面で農地転用の問題や地域ごとの諸問題を見て、ご意見を頂いております。今後、新制度の中で、軽くなるというイメージではなく、所有者に対してより色々なお話をする場面が増えていくと考えております。

議 長 他にご意見・ご質問ございませんか。

議 場 意見・質問なし

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、ご異議ございませんか。

議 場 異議なし

議 長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

次に、議案第2号「農業委員会の適正な事務実施について」でございます。事務局、説明願います。

事務局長 議案書7ページをご覧ください。

「議案第2号 農業委員会の適正な事務実施について」です。

この取組みは、農業委員会の事務の適正な実施を確保するため、平成22年度から実施しており、今回は「25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」

について決定いただくものでございます。

9 ページをお願いします。

「25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」です。計画の数値は、年度当初に設定したもので、実績は26年3月末現在の数値です。

はじめに、「Ⅰ 法令事務に関する点検」の「1 総会等の開催及び議事録の作製」ですが、(1) から (4) まで示すとおり、適切に対応しておりますが、(2) の議事録の作製に概ね3週間程度の時間を要しており、随時、作成期間の短縮に努めて参ります。

次に、10ページの「2 事務に関する点検」の(1) 農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数が49件で、すべて許可となっております。

表の各点検項目については、適切に対応しており、2段目の「総会等での審議」は、農地部会における審議ですが、農業委員の意見に基づき、議案書の記載内容をわかりやすく記載するなど改善しております。

次に、「(2) 農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は127件となっており、点検項目の1段目、事実関係の確認として、1,000㎡以上の申請は、農業委員による現地調査を実施しております。

次に、11ページをお願いします。

「(3) 農業生産法人からの報告への対応」ですが、19法人のうち、12法人の報告書が未提出となっており、引き続き、督促し提出を求めて参ります。

「(4) 情報の提供等」は、項目下段の「農地基本台帳の整備」ですが、農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権設定、その他農地基本台帳申告書等の提出に伴い、随時データを更新しております。

次ページですが、「(5) 地域の農業者等からの意見等」と網かけにしてある部分は、今後、この点検・評価を公表して寄せられた意見等を掲載するものであり、次ページ以降にも設定しています。

次に、13ページをお願いします。

「Ⅱ 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価」について、1の現状は記載のとおりで、課題として、増加する遊休農地の早期解消に向けた対応を掲げております。

次に、「2 25年度の目標及び実績」ですが、13haの目標に対して、実績が51ha、達成率は392.31%となっております。

「3 2の目標の達成に向けた活動」ですが、年度当初に設定しました活動計画は記載のとおりで、これに対する活動実績、農地の利用状況調査については、市内全農地、特に若葉区及び特例農地を中心に実施し、この調査結果に基づき、遊休農地の所有者等に対し、調査結果を通知のうえ農地の適正な利用を指導するとともに、今後の農地の利用意向について確認を行いました。

「4 目標に対する評価の案」ですが、本年度の解消実績は、農地所有者等へ耕作の再開を指導し、目標面積を上回ることができました。また、「活動に対する評価の案」ですが、活動計画に基づき、新たに411件の指導を行いました。

次に、15ページをお願いします。「Ⅲ 促進等事務に関する評価」です。

「1 認定農業者等担い手の育成及び確保」の「(1) 現状と課題」は、記載のとおりで、その下の「(2) 25年度の目標及び実績」は、認定農業者の目標8経営に対して、実績が6経営、達成率は75%、となっており、理由として、農業従事者の高齢化や担い手不足による影響と考えられます。

(3) は(2)の目標の達成に向けた活動についてですが、計画どおり、

関係機関と連携し、情報共有を図るなど、新規の認定農業者を確保しました。

(4)のうち、「目標に対する評価の案」ですが、目標の達成には至らず、引き続き関係機関と連携し、対応する必要があると考えます。また、「活動に対する評価の案」は、担い手の確保について関係機関との連携を図ることで、一定の効果が得られたとしております。

次に、16ページに移りまして、「2 担い手への農地の利用集積」ですが、(1)の現状は、記載のとおりで、課題として、農地の有効利用及び利用集積への対応を捉えています。

(2)25年度の目標及び実績ですが、新規の集積面積20haの目標に対して、15.2haの実績があり、達成状況は76%となっております。

(3)目標達成に向けた活動ですが、活動実績は、計画のとおり、認定農業者、地域の担い手及び新規就農者への利用集積に努めました。

(4)評価の案ですが、「目標に対する評価」は、現状を踏まえた妥当な目標と思われますが、新規設定面積は目標値を下回ったこと、また、「活動に対する評価」は、新規就農希望者研修との連携を図り、新規就農者への利用権設定ができたとしております。

次に、17ページをお願いします。「3 違反転用への適正な対応」ですが、(1)の現状は、記載のとおりで、課題は、時間の経過による過去の違反事案への対応としております。

(2)目標及び実績ですが、目標0.5haに対し、実績0.8haで、達成状況は160%となっております。

(3)目標の達成に向けた活動ですが、活動実績は、計画のとおり、市内を三区域に分け、効率的なパトロールを行うほか、関係課と連携を図り、違反防止と早期発見に務めました。

(4)評価の案ですが、目標に対しては、これまで違反転用の未然防止に

努めており、昨年度に比べ発生件数は8件減少しました。活動については、計画どおり実施し、23、24年度発生分は全て違反が解消されました。

次に18ページをお願いします。ここからは「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」でございます。

はじめに、「Ⅰ 法令事務（遊休農地に関する措置）」についてです。

1 現状及び課題ですが、平成26年3月末現在、「管内の農地面積」は、4,556ha、「遊休農地面積」は、580.8haで、割合は12.75%です。

「課題」は、増加する遊休農地への対策として、①農地利用状況調査の適正かつ円滑な実施、②遊休農地解消に向けた関係機関との緊密な連携が挙げられます。

次に、2、26年度の目標案及び活動計画案ですが、「目標案」は、遊休農地の解消面積を30haと設定し、遊休農地所有者等へ耕作再開を促すほか、農地流動化等により解消を図るなど、取り組んで参ります。

「活動計画」は、「農地の利用状況調査」については、調査実施時期が8月から11月、調査員数は5人、調査の取りまとめ時期は12月から2月までとしております。

次に、調査方法ですが、4段階に分かれておりまして、①及び②により、現況を把握し、③農地所有者等に現地調査結果を通知するとともに利用意向確認調査を実施し、④農地中間管理機構へ貸借希望情報を通知します。

次に、19ページをお願いします。「Ⅱ 促進等事務」です。

1「認定農業者等担い手の育成及び確保」のうち、(1)の現状及び課題ですが、現状は記載どおりで、課題は、①労働力の減少や離農等により、経営改善に取り組む認定農業者が減少していること、また、②認定農業者の確保のため、候補者のリストアップが必要、などが挙げられます。

(2) 26年度の目標案及び活動計画案ですが、「目標案」は、過去の実績を勘案しまして、認定農業者14経営としております。

「活動計画案」は、認定農業者の確保に向け、関係機関との連携を図って参ります。

次に、20ページをお願いします。「2 担い手への農地の利用集積」です。

(1)の現状ですが、これまでの集積面積は194ha、集積率は4.26%となっております。

「課題」は、遊休農地の増加をはじめ農地の分散や点在状態等が農地の有効利用を図る上での課題となっております。

(2) 26年度の目標案は、利用権設定の過去実績に基づき集積面積は20haとしました。「活動計画案」は、①認定農業者、地域の担い手への農地の利用集積の推進や、②新規就農希望者研修との連携、③遊休農地対策との連携、などに取り組んで参ります。

次に、21ページをお願いします。「3 違反転用への適正な対応」です。

(1)現状は、記載のとおりで、課題としては、効果を挙げている違反パトロールを継続実施し、是正に努めて参りますが、過去の違反事例は、時間の経過とともに是正が困難となっている状況です。

次に、(2) 26年度の目標案ですが、違反転用の解消面積を0.65haと設定しております。また、活動計画案ですが、優良農地のパトロールに重点を置き、違反の発生を未然に防ぐとともに、違反に対しては、速やかに是正指導するなど、引き続き、地区農業委員との連携により取り組んで参ります。

調書の内容については以上ですが、続いて、今後の予定について説明いたします。

ただいまの、「農業委員会の適正な事務実施の案」について、この総会で決

定いただいたのち、公表いたします。公表は、市のホームページへの掲載や、ＪＡ農協に協力いただき、農協支店での閲覧を行うなど、農業者などから、ご意見を募集する予定としております。

その後、寄せられた意見などを踏まえ、次回総会におきまして、「点検・評価及び目標・活動計画」を決定し、作成された計画は、ホームページにより公表するとともに、千葉県を通じ、関東農政局に報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

酒井委員

２５年度の点検・評価案と２６年度の活動計画案で、経年的に見てそれぞれの特徴があったら教えて下さい。例えば２５年度の点検・評価案はこの様なところが特徴的だとか、２６年度案は様々な課題を踏まえて作られていると思いますが、経年的に見てこの様なところに重点化を図ったなどがあったら教えて下さい。

事務局長

千葉市は都市化が進んでおり、千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例なども出来ました。宅地造成に伴う問題なども出てきている中で、農地の違反転用については是正が必要であり、近年はパトロールを重視し、職員も現場を見に行ったり、農業委員さんからもチェックやご意見をいただいたりして指導しております。

その様な中で難しいのは、農地法が出来る以前などの過去の違反転用の分で、現状と違うものは切るとかではなく、どこかの場面ではっきりさせないといけないと思っています。是正するものは是正しますが、どうしても出来

ないものは、そこで整理しないといけないと考えています。それよりも今後、出ないようにしないといけないという事が重要な点だと思います。

また、26年度の大きな変更点としましては、先ほど説明しました農地中間管理機構が出来ております。今後、農地の利用集積等にあたり、この農地中間管理機構についてももう少し勉強し、全てを受け入れるのか、良い点だけを受け入れられるのか等、市の農政部や千葉県を含めて整理して進めて行きたいという事が、26年度の大きな変更点と考えております。

議 長 他にご意見・ご質問ございますか。

議 場 意見・質問なし

議 長 他にご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。
議案第2号を可決することにご異議ございませんか。

議 場 異議なし

議 長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

次に、日程第3ですが、いずれも「平成25年度の農業委員会の年次報告」でございますので、報告事項1から4までを一括して上程させていただきます。

はじめに、報告事項1「平成25年度農地部会の年次報告について」、長谷部農地部会長より、お願いします。

長谷部
農地部会長

平成25年度農地部会年次報告についてご報告申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

1の「農地の権利移動及び農地転用等の状況」でございますが、(1)「農地法第3条の状況」につきましては、件数は、109件、面積は、51万4千411㎡です。前年度に比べ件数で14件減少し、面積も、6万2千274㎡減少しました。

次に(2)「農地法第4条の状況」につきましては、件数は、235件、面積は、10万7千315㎡です。前年度に比べ件数で30件増加し、面積は、4千139㎡減少しました。

(3)「農地法第5条の状況」につきましては、件数は、664件、面積は32万6千116㎡です。前年度に比べ件数で154件増加し、面積も11万7千372㎡増加しました。

ただ今、ご説明いたしました、農地法第3条・4条・5条の詳細につきましては、23ページから26ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

議案書22ページにお戻り下さい。

次に(4)「農地法に基づく許可を要しない現況確認書(非農地)の状況」につきましては、件数は、1件、面積は、205㎡です。

次に(5)「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」でございますが、相続税の交付件数は、3件、面積は、5千677㎡です。贈与税の交付は、ございませんでした。

次に(6)「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてでございます。

照会件数は、162件、面積は、14万5千761㎡、現地調査回数は、35回でございます。

次に27ページをお開き願います。

10「農地違反転用防止対策事業」でございますが、(1)未然防止の啓発として、農業委員会だよりによる啓発、また、農業委員の地域における啓発と指導の徹底を図りました。

(2)違反転用の主な事例でございますが、記載のとおりでございます。

(3)指導体制の強化でございますが、農業委員の地域における監視及び農協と農家組合の協力による監視等、指導体制の充実、強化を図っております。

(4)事業実績でございますが、違反転用件数が12件、違反転用の内訳、件数については、記載のとおりでございます。

次に28ページをご覧ください。

11「農地改革関連事務」でございますが、農地改革に係る買収、売渡等の調査及び資料提供を行ったところでございます。平成25年度の相談件数は、1件でございました。

12「農業委員会による和解の仲介」につきましては、平成25年度の申立ては、ありませんでした。

13「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。平成26年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、58筆、2万4千898㎡となっております。

(2)開拓財産の処分は1件です。また、(3)農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡でございます。

次に29ページをご覧ください。

14「会議開催状況」でございます。農地部会は、昨年度は12回開催いたしました。

以上で、平成25年度の農地部会の年次報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項2「平成25年度農業振興部会の年次報告について」、伊原農業振興部会長より、お願いします。

伊原農業
振興部会長

平成25年度の農業振興部会年次報告を申し上げます。

議案書の30ページをお開きください。

1 農業振興部会活動ですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農業及び農民に関する事項全般について調査・研究を行うとともに、市長への建議、その他情報提供活動を実施いたしました。

「26年度千葉市農政に関する建議について」でございますが、建議の趣旨にありますように、国内の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱え、さらには、農業資材等の高騰に伴う生産コストの増大や農産物価格の低迷による農業収入の減少など、農業経営は非常に厳しい状況にあります。

こうした中、国においては、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標を掲げ、「若者にとって希望ある強い農業」の実現に向けた施策が期待されるところであります。

農業委員会におきましても、改正農地法等により強化された役割・機能を果たすべく、優良農地の確保と有効利用の促進、耕作放棄地対策の強化、担い手の確保・育成等について、市及び農業関係団体と緊密な連携を図り、より一層の取組みを進めておりますが、農家の公的代表機関として、農家の意見・要望を本市の農業施策に反映させるために、移動農政懇談会等の意見・要望等をもとに、1 農業経営の安定 2 担い手の確保と就農支援の促進 3 耕作放棄地対策の推進 4 営農環境の整備と保全の4項目について、建議として取りまとめました。

建議項目の詳細については、31ページから32ページに記載のとおりで

ございます。

建議書は、昨年１０月に千葉市長へ直接提出して、本市の農業施策への反映をお願いするとともに、市議会環境経済委員の方々にご出席いただき農政懇談会を開催し、議会側からのご支援もお願いしたところでございます。

なお、建議につきましては、昨年度第３回農業振興部会において、より有効な建議とするため、２６年度以降は３年周期とし、次期建議は、平成２８年度に実施することといたしました。

また、これを補完する取り組みとして、本年度は、農業後継者、新規就農者、農業生産法人などの認定農業者等を対象としたアンケートを実施するとともに、調査結果を踏まえた要望書を本市農政部宛て提出いたします。

次に３３ページをお願いします。

２「会議開催状況及び活動状況」でございます。

農業振興部会は、４月、９月、３月の３回開催いたしました。

また、農家の意見・要望等を把握するため、「移動農政懇談会」を７月及び８月に２回開催いたしました。１１月には「市内農業者と市長との対話会」を開催いたしました。同じく１１月に、青葉の森公園にて開催された「千葉県農業経営基盤強化促進大会」に参加いたしました。２月には、京葉銀行文化プラザで開催された「食糧・農業・環境を考えるセミナー」に参加しました。

次に３４ページをお願いします。

３「農業者年金業務」でございますが、（１）２５年度末現在における加入状況といたしましては、政策支援加入者が３名、通常加入者が１４名、加入者数は合わせて１７名でございます。

次に、（２）２５年度農業者年金受給状況でございますが、裁定者について、経営移譲年金は１名、老齢年金は、旧制度において１名、新制度において１

名でした。また、経営移譲年金において、支給停止となった者が3名でした。

次に、(3)被保険者と年金受給者の推移でございますが、25年度末では、経営移譲年金受給者87名、老齢年金受給者のうち旧制度における老齢年金受給者165名、新制度における老齢年金受給者5名でした。また、新制度による特例付加年金受給者が1名となり、合計258名となっており、前年より25名の減少となっております。

以上で、平成25年度の農業振興部会年次報告を終わります。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項3「平成25年度農地銀行事業の年次報告について」でございますが、この報告は、会長である私から申し上げるところですが、ただ今、議長を務めておりますので、代わって藤代副会長より報告をお願いします。

藤代副会長

平成25年度における農地銀行事業の年次報告を申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

「1 農地銀行活動」についてご説明いたします。

始めに、昨年11月8日、青葉の森公園で開催された、「農業経営基盤強化促進大会」に参加しました。

2点目は、農地流動化推進員への権利調整依頼を、16筆、19,173㎡の農地に対して行いました。

3点目は、利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手79戸、借り手35戸に行いました。

4点目は、農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページや「農業委員会だより」での情報掲載により制度の普及、啓発を図りました。

続きまして、「2 農地銀行登録状況」についてですが、平成25年度の登

録状況は、16筆、19,173㎡です。累計として、現在、74筆、83,936㎡登録されております。

続きまして、「3 年度別利用権設定状況」についてですが、25年度の利用権設定面積は、新規設定144,425㎡、再設定299,655㎡、合計444,080㎡となっております。

次に、37ページをご覧ください。

「4 平成25年度地区別利用権設定状況」ですが、この表は、平成25年度の利用権設定状況を、地区別に設定期間ごとに表わしたものです。右の合計欄ですが、地区別では若葉区、緑区が多く、設定期間については、3年以上6年未満がもっとも多い状況となっております。

次に、38ページをご覧ください。

「5 累積地区別利用権設定状況」は、右下の面積合計欄ですが、田94.64ha、畑99.47ha、合計194.11haとなっております。

以上で、農地銀行事業 年次報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、報告事項4「平成25年度農業委員会だより編集委員会の年次報告について」でございますが、報告は、藤代副委員長よりお願いします。

藤代副委員長

平成25年度における農業委員会だより編集委員会の年次報告を申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

農業委員会だよりは、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりでございます。

掲載の内容につきましては、表のとおりで、農業者戸別所得補償制度、市内農業者からの意見・要望の反映状況、建議書、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に、会議等開催状況でございますが、企画会議及び編集会議を各3回、優良農家取材を2回実施しました。

以上で、農業委員会だより編集委員会の年次報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの年次報告4件につきましては、報告案件ということでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4の2点の連絡事項についてですが、事務局より説明をお願いします。

次長補佐 ご説明いたします。まず1点目は、お手元に配布してございます「農業委員活動記録簿について」です。委員の皆様には、日常の担当地区の農家相談等の様々な活動について、毎年度、農業委員活動記録簿に記入いただき、年度末に事務局へ提出いただいております。この活動記録は千葉市農業委員の活動実績として県に報告いたしますので、日常の活動につきましては漏れなく記録していただき、必ず提出をお願いいたします。

なお、平成25年度分の活動記録簿集計表を提出していない委員の方は5月2日までに、郵便または、FAX等で事務局まで提出をお願いいたします。

2点目は、「農業者年金の加入推進について」です。

現在、本市では農業委員会会長を加入推進部長に位置づけ、推進活動を行っており、特に加入推進強化月間中の昨年11月には、中央区・稲毛区にお

いて、20歳代～30歳代の若い農業者に対象を絞り、戸別訪問を行うなど、加入推進に努めました。

また、農業委員会だよりやホームページなどにより、周知を図っておりまして、昨年12月発行の「農業委員会だより」において、加入推進に係る記事を掲載し、併せて、パンフレットを同封し周知・啓発に努めました。

今後におきましても、同様に加入推進に努めてまいりますが、新規加入者の掘り起こしには、地区担当の農業委員さんのお力添えがぜひとも必要であります。

従いまして、加入希望やお問い合わせ等ありましたら、事務局までご連絡くださるよう、引き続き、加入推進について、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。このことにつきまして、何かございますでしょうか。

長谷部委員 34ページの平成25年度農業者年金受給状況の表の中に、旧制度で失権者26人とありますが、なぜ失権者となったのか伺いたいのですが。

農業振興
係長 経営移譲年金の失権者と農業者老齢年金の失権者で共通しているのは、受給者で亡くなられた方は失権者になるという事です。26人は、受給者の死亡によるものになります。

長谷部委員 新制度では失権者がいないのですが、制度が少し緩やかになったのでしょうか。

農業振興
係長

新制度の受給者はほとんどいないため、失権者がいないと思われます。

長谷部委員

旧制度と新制度の条件が、大きく変わったということではないのですね。

農業振興
係長

条件的に大きな変化はありません。

議 長

他にございませんか。

議 場

特になし

議 長

それでは、本日の議事日程は、以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程を慎重審議のもと、終了することができました。心より感謝申し上げます。

それでは、これもちまして、平成26年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時15分)